

証券コード 3920
2020年12月1日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目8番8号
アイビーシー株式会社
代表取締役社長 加 藤 裕 之

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、皆さまの安全と健康を最優先に考え、可能な限り株主総会当日のご来場はお控えいただき、2020年12月16日（水曜日）午後5時45分までに書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|-------|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年12月17日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン22階
T K P ガーデンシティ P R E M I U M 京橋
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。
なお、昨年の会場から変更になっております。) |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 1. | 第18期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第18期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | 第1号議案 | 取締役5名選任の件 |
| | 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 感染予防の観点から会場の座席数が著しく少なくなるため、座席数を超えた場合はご入場をお断りさせていただく場合がございます。
 - ◎ 開催場所を含め、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ホームページ（<https://www.ibc21.co.jp/>）にて変更後の事項をお知らせいたします。
 - ◎ 事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.ibc21.co.jp/>）において修正後の事項を掲載させていただきます。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2020年12月16日（水曜日）の午後5時45分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコン、携帯電話による方法
 - ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）

- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

(添付書類)

事業報告

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、米中貿易摩擦をめぐる動向や消費税引き上げ後の消費マインドの低下により景気が減速する中、新型コロナウイルス感染症の世界的規模での拡大が国内外の経済活動に大きな影響を及ぼし、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

企業においては、サイバーセキュリティ強化、少子高齢化に伴う労働人口の減少や働き手ニーズの多様化等の社会的な要請を背景に、業務プロセスの効率化や自動化等の推進にデジタルトランスフォーメーションとして取り組む過程において、レガシーシステムからクラウド環境への移行がすすみ、オンプレミス（自社運用）環境とクラウド環境が混在するハイブリッド環境が増加しており、新型コロナウイルス感染拡大を受けリモートワークへの対応等も急速に増加しております。そのため、情報サービス業界においては、ITインフラ投資が引き続き増加傾向にあります。

このような状況の下、当社においては新型コロナウイルス感染症の影響による展示会中止や現場実証に対する制限等により営業活動に制約が生じる一方、企業や学校におけるリモートワーク急増に伴うITインフラ管理強化を支援するためのキャンペーン等を展開して参りました。

自社開発のネットワークシステム性能監視／情報管理ツール「System Answer シリーズ」については、機能拡張やサポート強化を継続的に実施するとともに、複数のSystem Answer G3を一括管理することができるマルチテナント対応製品「System Answer G3-XC(Xconnect:クロスコネクト)」の提供を開始いたしました。これにより大規模なシステム管理や複数企業のシステムを監視する際の煩雑さを解消するとともに運用管理コストの大幅削減を実現しております。

また、24時間365日体制で即時対応が可能な「SAMS」等の顧客ニーズに合致したサービス提供や、特許取得済み技術に基づくIoTセキュリティ基盤サービス「kusabi」の実証実験を支援する「kusabi PoC支援サービス」の提供を継続し、成長分野における取り組みも推進して参りました。このよう

にITインフラの管理を効果的に実現できる当社ソリューションの提供は順調に拡大しております。

当社グループは、ソフトウェア・サービス関連事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。ソフトウェア・サービス関連事業の内、当社におけるネットワークシステム監視関連に係る売上区分別の業績は以下のとおりであります。

ライセンスの販売については、既存顧客に対するSystem Answer G2から同G3への切り替え及び追加提案や新規案件の獲得に向けて継続して活動しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による新規顧客獲得のための展示会中止やシステム現場への往訪制約等により、ほぼ横ばいにて推移いたしました。一方でサービスの提供については、「SAMS」サービスの順調な拡大に加え、ITインフラ管理強化支援キャンペーン等の取り組みもあり、お客様のシステムにて発生する構築・運用サポート対応により大幅に売上が増加しました。また、その他物販につきましては、システム周辺機器及びサービスの多様なラインアップを揃えた「IBCソリューション」の提案やナビプラス株式会社より譲り受けたSSLサーバー証明書クーポン販売により増加いたしました。その結果、ライセンスの販売については売上高1,019,279千円（前期比1.0%減）、サービスの提供については売上高384,016千円（前期比35.1%増）、その他物販等については売上高426,522千円（前期比1.2%増）となりました。

連結子会社におきましては、インシュアテック事業を展開するiChain株式会社について、新型コロナウイルス感染症の影響による先行き不透明感から販売見込み先の多くが新規投資に慎重な姿勢を示し、成果を上げるまでには、なお多くの時間を要するものと判断し、グループ全体における経営資源の最適配分の観点から、2020年6月30日付で株式を譲渡し、貸付金の一部を債権放棄いたしました。また、株式会社サンデーアーツにおいても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、赤字に転落いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高1,946,940千円（前期比6.2%増）、営業利益198,665千円（前期比18.7%減）、経常利益は174,251千円（前期比22.0%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は45,806千円（前期は134,835千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資額は90,863千円であり、その主なものは、自社製品の機能強化に伴うソフトウェア及び自社利用のソフトウェアを取得したものであります。

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、金融機関からの借入を中心に資金需要ごとに有利な方法で調達することとしております。

当連結会計年度においては、金融機関からの借入500,000千円により資金調達を行っております。なお、当連結会計年度末の借入状況は(11)主要な借入先の状況のとおりです。

(4) 他の会社の株式の処分の状況

当社は、2020年6月30日付で、連結子会社であるiChain株式会社の株式の全てを譲渡いたしました。これによりiChain株式会社は当社の重要な子会社から除外しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、今後も「System Answer シリーズ」のライセンス販売による事業拡大を図るとともに、情報システムインフラのライフサイクルに応じたきめ細やかなコンサルティングやソリューションサービスの提供、さらにマーケットの変化に対応したサービスを積極的に展開することで、事業領域の拡大を行って参ります。また、IoTセキュリティ等の成長分野への進出により、さらなる企業価値の向上に取り組んで参ります。

当社グループでは、中長期的な企業成長により企業価値の最大化を図るうえで、以下の項目を対処すべき重要な経営課題として考えております。

- ① お客様に寄り添ったITシステム運用課題の把握とソリューションの提供
ITシステムの規模及び適用業務範囲が拡大し、構成が複雑化する中で、その信頼性・可用性・保守性・完全性・機密性を十分に維持・向上することがお客様のITシステム運用における課題となっております。このようなお客様のITシステム運営における課題を、お客様に寄り添うことにより適切に把握し、その課題に対する的確なソリューションサービスの提供を行うべく、営業部門及び技術部門が一体となりコンサルティング能力を継続的に強化・向上させて参ります。

② 販売チャネルの拡充

既存パートナー企業との連携を強化するとともに、グループ全体で新規パートナー企業を開拓することで販売チャネルのさらなる拡充を図って参ります。

③ 「System Answer シリーズ」のブランディング強化、認知度向上、提供形態拡充及び新機能実装

当社が独自に開発し、製造・販売する「System Answer シリーズ」のブランディングを強化し、また認知度を向上させるため、今後も積極的に展示会への出展やセミナーの開催を行うとともに、当社のWEBサイトを充実して参ります。

また、新たな監視手法である情報管理に対応した「System Answer シリーズ」の新製品「System Answer G3」の販売促進をクラウドサービスでの提供も併せて積極的に展開して参ります。情報管理とは、コンピューター・ネットワークシステム運用時に発生する数々の問題を的確に判断するための情報や根拠をいち早く把握するための監視手法です。情報管理に求められる監視設定の自動化、分析の自動化、監視処理の向上、構造の簡略化等を取り入れた「System Answer G3」の販売促進を通じて持続的な収益の向上を目指して参ります。

④ 次世代MSP*サービス「SAMS」とAIを融合した次世代型新サービスの開発

24時間365日の有人監視体制でお客様システムの安定稼働や障害対応、分析等をサポートする次世代MSPサービス「SAMS」は2017年8月のリリース以来、多くの企業に導入され、翌年には統合ログ管理ツールをクラウドサービスとして提供する「LOG on SAMS」の開始などサービスの充実を図る中、日々膨大なデータが蓄積されるようになってきました。今後へ向けては、当社ならではの性能分析ノウハウを活用しながら、監視における「トラブルの未然防止」と「トータルコスト削減」への一層の寄与、さらにはBig DataとAIを融合した次世代新サービスの開発を進めていく計画です。

(*) Management Service Provider（マネジメント・サービス・プロバイダー）の略。

企業の情報システムの運用管理を代行する事業者。

⑤ IoTセキュリティ基盤サービス「kusabi」の本格展開

特許取得済技術に基づくIoTセキュリティ基盤サービス「kusabi」の実証実験を支援する「kusabi PoC支援サービス」の提供を開始しております。IoTセキュリティ対策として「1. パスワード不要、2. パブリック認証局不要、3. 専用チップ不要」で提供可能な本サービスで、お客様側の環境やニーズに柔軟な対応が可能となっています。お客様の実証実験を経て本格的に展開して参ります。

⑥ 人材の確保と育成強化

事業の拡大及び中長期的な成長のためには、より高い専門性を有する人材の確保とともに、既存社員の能力及びスキルの底上げが重要な課題となります。この課題に対処するために、有能な人材を採用するとともに、新卒社員の採用とその育成を積極的に推進して参ります。

株主の皆様におかれましては、以上のような考え方にご理解をいただき、今後とも格別のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2017年9月期)	第 16 期 (2018年9月期)	第 17 期 (2019年9月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (2020年9月期)
売 上 高(千円)	—	—	1,833,266	1,946,940
経 常 利 益(千円)	—	—	223,402	174,251
親会社株主に帰属 する当期純利益 又は親会社株主に 帰属する当期純損 失(△)	—	—	134,835	△45,806
1株当たり当期純 利益又は1株当た り当期純損失(△)	—	—	24.18	△8.30
総 資 産(千円)	—	—	2,676,954	3,045,059
純 資 産(千円)	—	—	1,627,591	1,539,458
1株当たり純資産額(円)	—	—	292.93	278.71

(注) 1. 第17期より連結計算書類を作成しておりますので、第16期以前については記載しておりません。(後記②で当社単体の状況を記載しております。)

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2017年9月期)	第 16 期 (2018年9月期)	第 17 期 (2019年9月期)	第 18 期 (当事業年度) (2020年9月期)
売 上 高(千円)	1,216,295	1,290,676	1,735,573	1,829,818
経 常 利 益(千円)	169,342	205,687	320,319	344,103
当期純利益又は当 期純損失(△)	115,105	141,977	224,956	△146,306
1株当たり当期純 利益又は1株当た り当期純損失(△)	20.97	25.20	40.35	△26.51
総 資 産(千円)	1,660,172	1,924,853	2,694,955	3,020,212
純 資 産(千円)	1,503,040	1,692,199	1,770,877	1,582,410
1株当たり純資産額(円)	271.47	297.20	319.17	286.49

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

(7) **重要な親会社及び子会社の状況**

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社サンデーアーツ	10,000千円	100%	ブロックチェーン開発、ソフトウェア開発、システムエンジニアリングサービス

(注) 当社の連結子会社でありましたiChain株式会社については、2020年6月30日付で当社が保有するiChain株式会社の全株式を譲渡いたしましたので、上記表から除外しております。

(8) **主要な事業内容** (2020年9月30日現在)

- ・ネットワークシステム性能監視ツールの開発・販売・サポート
- ・ネットワークシステムの性能評価サービス
- ・ネットワークシステムの設計・構築、コンサルティング
- ・その他各種機器、ソフトウェアの販売
- ・IoTセキュリティ基盤サービス「kusabi」の開発・提供
- ・ブロックチェーン開発、ソフトウェア開発、システムエンジニアリングサービス

(9) **主要な営業所** (2020年9月30日現在)

当 社 及 株 式 会 社 サ ン デ ー ア ー ツ	東京都中央区新川一丁目8番8号
当 社 西 日 本 事 業 所 及 株 式 会 社 サ ン デ ー ア ー ツ 大 阪 オ フ ィ ス	大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目7番38号

(10) **使用人の状況**（2020年9月30日現在）

① **企業集団の従業員数**

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
92名	△8名

（注）従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除きます。）であります。

② **当社の従業員数**

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
75名	6名増	35歳8ヵ月	4年7ヵ月

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除きます。）であります。

(11) **主要な借入先の状況**（2020年9月30日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	755,002千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	200,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	200,000千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	16,700千円

(12) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2020年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,715,600株
 （自己株式194,159株を含みます。）
 (3) 株主数 2,679名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
加 藤 裕 之	2,046,000株	37.05%
プ ラ ス フ ジ 株 式 会 社	500,000株	9.05%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	180,300株	3.26%
THE BANK OF NEW YORK 133595	171,000株	3.09%
瀬 野 陽 介	82,102株	1.48%
宇 高 淳 郎	75,900株	1.37%
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	73,200株	1.32%
村 上 彰	65,300株	1.18%
株 式 会 社 N S D	61,200株	1.10%
高 木 弘 幸	60,000株	1.08%

（注）持株比率は、自己株式194,159株を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当事業年度中における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が8,000株増加しております。
- ② 当事業年度中において、取締役会決議に基づく自己株式の取得により、自己株式が40,000株増加しております。

3. 新株予約権等の状況（2020年9月30日現在）

(1) 当事業年度の末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第4回新株予約権
発行決議日	2015年4月2日
新株予約権の数	5個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 10,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の金額	新株予約権1個当たり 600,000円 (1株当たり 300円)
権利行使期間	2017年4月3日から 2025年4月2日まで
行使の条件	(注) 1
役員の有保状況	(注) 2

(注) 1. 第4回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社、当社の子会社、当社の関連会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準じる地位を有していることを要する。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ その他の条件は、当社と当該新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 第4回新株予約権について、当社役員の保有状況は、以下のとおりであります。

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
監査役	5個	普通株式 10,000株	1名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2017年8月18日付の取締役会（取締役会の決議に替わる書面決議）において、当社役職員の意欲及び士気をより一層向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、以下のとおり、当社の取締役、監査役及び従業員に対して、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。なお、第5回新株予約権については、（注）1. ①の条件を充足しなかったため、失効いたしました。

	第5回新株予約権
発行決議日	2017年8月18日
新株予約権の数	2,770個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 277,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 300円 (1株当たり 3円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の金額	新株予約権1個当たり 95,800円 (1株当たり 958円)
権利行使期間	2019年1月1日から 2024年9月18日まで
行使の条件	(注1)
割当先	当社取締役、監査役及び従業員
割当した新株予約権の数、目的となる株式数、並びに割当者数	新株予約権の数 2,770個 目的となる株式数 277,000株 割当者数 59名 (注2)

(注) 1. 第5回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 2018年9月期乃至2020年9月期のいずれかの事業年度の当社の営業利益が500百万円を超過した場合、新株予約権者は付与された全ての新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合には、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は原則として認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- ⑥ その他の条件は、当社と当該新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 第5回新株予約権について、当社取締役、監査役及び従業員の保有状況は、以下のとおりであります。

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の 種 類 及 び 数	保 有 者 数
取 締 役 (社外取締役を除く)	132個	普通株式 13,200株	1名
監 査 役	117個	普通株式 11,700株	1名
従 業 員	1,702個	普通株式 170,200株	35名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	加 藤 裕 之	ソリューション事業部、コーポレートサービス統括部、内部監査室管掌、(株)サンデーアーツ代表取締役会長
取 締 役	高 木 弘 幸	
取 締 役	山 本 祥 之	(株)サンデーアーツ取締役
取 締 役	梶 本 繁 昌	Kプランニング代表、沼尻産業(株)社外取締役、楽天銀行(株)社外監査役、システムズ・デザイン(株)社外取締役、(株)Pro-SPIRE社外取締役
常 勤 監 査 役	八 代 博 隆	(株)サンデーアーツ監査役
監 査 役	望 月 明 彦	望月公認会計士事務所代表 ディップ(株) 監査役
監 査 役	大 島 充 史	大島会計事務所代表 東陽監査法人 社員
監 査 役	佐 藤 宏	(株)インテリジェントウェイブ社外監査役、 (株)テリロジー社外監査役

- (注) 1. 取締役の高木弘幸氏、山本祥之氏及び梶本繁昌氏は、社外取締役であります。
2. 取締役の高木弘幸氏、山本祥之氏及び梶本繁昌氏は、取締役・社長等、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。
3. 監査役の望月明彦氏、大島充史氏及び佐藤 宏氏は、社外監査役であります。
4. 監査役の望月明彦氏は、経営学修士を取得するとともに、公認会計士として経営全般及び財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 監査役の大島充史氏は、公認会計士として経営全般及び財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役の佐藤 宏氏は、取締役・社長等、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有するものであります。
7. 当社は、高木弘幸氏、山本祥之氏、梶本繁昌氏、望月明彦氏、大島充史氏及び佐藤 宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等を除く）3名及び監査役4名全員との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、責任の原因となった職務の遂行につき、善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	3名 (2名)	51,600千円 (8,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	18,240千円 (6,000千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (5名)	69,840千円 (14,400千円)

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬額は、2006年9月26日開催の臨時株主総会において、取締役が年額3億円以内、監査役が年額5千万円以内と決議いただいております。なお、2015年4月2日開催の臨時株主総会において、当該報酬額とは別枠で、取締役及び監査役に対しストック・オプションとして発行する新株予約権の報酬額を決議いただいております。その額については、取締役につき、第4回新株予約権70個分の公正な評価額、監査役につき、第4回新株予約権7個分の公正な評価額を上限とすることとしております。
2. 当事業年度末日現在の取締役は4名（うち社外取締役3名）、監査役は4名（うち社外監査役3名）であります。上記の社外役員の員数と相違しているのは、無報酬の社外取締役が1名在任していることによるものであります。
 3. 上記のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度において同社の役員として受けた報酬額は2,700千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役山本祥之氏、取締役梶本繁昌氏、監査役望月明彦氏、監査役大島充史氏及び監査役佐藤 宏氏の重要な兼職先については、〔(1) 取締役及び監査役の状況〕に記載のとおりであります。
- ・取締役梶本繁昌氏、監査役望月明彦氏、監査役大島充史氏及び監査役佐藤 宏氏の上記各兼職先と当社との間には、いずれも特別の関係はありません。
- ・取締役山本祥之氏は、㈱サンデーアーツの取締役に兼職しておりますが、㈱サンデーアーツは当社の100%子会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	高 木 弘 幸	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	山 本 祥 之	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	梶 本 繁 昌	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	望 月 明 彦	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会12回のうち11回に出席し、主に公認会計士としての豊富な経験から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	大 島 充 史	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会12回のうち11回に出席し、主に公認会計士としての豊富な経験から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	佐 藤 宏	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会12回の全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容や前事業年度の実績等を確認及び検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の決議をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

〔内部統制システムの概要について〕

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が、法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程及び関係会社規程に基づき、企業倫理の徹底に向けた社内教育を行うとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合に内部通報を機能させて社内の自浄作用を高めるように努めます。
 - ロ. 当社及び当社子会社の各部門を担当する取締役は、担当部門におけるコンプライアンス、企業倫理の状況を管理・監督し、使用人への適切な教育・啓発を行います。
 - ハ. 当社の内部監査室は、当社及び当社子会社のコンプライアンスの状況に関して内部監査を行います。
 - 二. 当社は、当社及び当社子会社の取締役会・監査役会をはじめ、当社内及び当社子会社内の重要な会議をととして、当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するとともに、相互のチェックによる内部統制機能の強化を図ります。
 - ホ. 当社は、内部通報規程に基づき、当社及び当社子会社におけるコンプライアンス体制を有効に機能させ、コンプライアンス経営への取組みを強化します。
-
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ. 当社は、取締役会その他重要な会議の議事録などの取締役の職務の執行に係る文書その他の情報に関して文書管理規程に基づき保存対象文書、保存期間を定めコーポレートサービス統括部長を文書管理責任者として、適正に保存及び管理を行います。

- ロ. 当社は、取締役及び監査役からこれらの文書等の閲覧の要請があった場合には、速やかに閲覧に供するものとします。
 - ハ. 当社は、関係会社規程に基づき、当社子会社の取締役に対し、当社子会社における取締役会その他各種会議の議事録の写し等の文書を当社に提出させること等により、当社子会社における職務執行に係る事項を報告させます。また、当該提出を受けた文書については、当社担当部署で適正に保存・管理します。また、当該資料は、当社の取締役及び監査役が常時閲覧可能とします。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社は、当社及び当社子会社の様々な経営危機に対するリスク管理体制の確立を積極的に推し進めます。
 - ロ. 当社及び当社子会社のリスク管理に関しては、事前に事業に関するあらゆる潜在的なリスクを洗い出し、予防策を講じるとともに、万一リスクが顕在化する場合にも損失を最小限にとどめるための措置をとります。
 - ハ. 当社及び当社子会社のリスクが顕在化した場合は、経営トップに対して迅速・正確に情報を伝達し、当社グループを挙げて処置にあたり、リスク処理完了後においては再発防止策を策定し実行する等、組織的なリスク管理を行います。
 - ニ. 当社及び当社子会社の各部門は、関連規程に則り、自部門のリスクを調査・把握し、各部門責任者において管理を行います。
 - ホ. 当社は、代表取締役社長に直属する部署として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、当社及び当社子会社における業務監査の状況の評価するとともに、必要に応じて直接業務監査を実施します。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。当社は、迅速かつ的確な経営判断を補完する目的で、経営会議を設けます。また、当社子会社の取締役会には各社の事情に応じつつ法令を遵守して定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保します。

- . 取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程において、当社及び当社子会社の取締役及び使用人の役割と職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、職務権限規程を適宜見直し、決裁制度の中で適宜権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保します。
- ⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 当社及び当社子会社は、グループ全体の企業価値向上をめざした経営を行い、社会的責任を全うし、かつグループ会社間における情報の共有化や適時適切な時期での意思決定を行います。
 - . 当社及び当社子会社にとって重要な案件は、必要に応じて当社の取締役会に付議し、関係会社規程及びその他関連諸規程に基づいて、グループ会社の管理監督を実施し、当社子会社は当社に対して適時適切な報告・相談などを行います。
 - ハ. 当社の監査役及び内部監査室は、当社及び当社子会社におけるこれらの業務の実施状況を監査します。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて使用人を配置できる体制とします。
 - . 監査役を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動及び人事評価については、監査役の同意を得るものとするほか、当該使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務しないこととする等、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に努めます。
 - ハ. 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は、他の業務に優先して監査役の職務の補助業務に従事します。

- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制、その他当社監査役への報告に関する体制、並びに当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社並びに当社子会社の取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて速やかに必要な報告及び情報提供を行うこととします。
- ロ. 当社及び当社子会社の監査役が、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことができる体制とします。
- ハ. 当社及び当社子会社の監査役が、必要に応じて、内部監査活動を行う内部監査室と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の実効性が確保できる体制とします。
- 二. 当社及び当社子会社は、直接又は当社が設置する社内外の通報窓口を通じて間接に当社監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備します。
- ホ. 当社監査役は、当社及び当社子会社に対する監査の実施にあたり、必要に応じて外部専門家等を活用します。
- ヘ. 当社監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、担当部門において当該費用又は債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

〔内部統制システムの運用状況の概要について〕

当社は、上記の内部統制システムの概要に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は、社外取締役3名を含む取締役4名で構成し、監査役4名も出席した上で取締役会規程及び関連規程に基づき開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。
- ② 内部監査室は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長に報告いたしました。
- ③ 社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づいて監査を行うとともに、代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、

会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。また、月1回の定時監査役会に加え適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況及び内部統制システムの整備・運用状況を把握しました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

- ④ 常勤監査役は、稟議書の回付を受け、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、必要な場合は社内の重要会議に出席し、意見を述べました。

〔反社会的勢力排除について〕

① 基本的な考え方

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないことを基本方針としております。また、当社は企業倫理基準を定め、このような基本方針を内外に表明しております。

② 体制の整備

当社は、顧問弁護士等、外部の専門機関と緊密に連携し、反社会的勢力に関する情報の収集を行い、万が一、反社会的勢力からアプローチがあった場合は、コーポレートサービス統括部を対応統括部署として、関係部署が協力して組織的にかつ速やかに対応することとしております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、今後の業績の推移や財務状況等を考慮した上で将来の事業展開のための内部留保等を総合的に勘案しながら配当を検討していく方針であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、現在当社は成長過程にあると認識しており、事業上獲得した資金については事業拡大のための新規投資等に充当することを優先し、無配とさせていただきます。株主の皆様には、何卒ご理解の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

連結貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,562,589	流 動 負 債	1,102,962
現金及び預金	1,229,058	買 掛 金	160,286
売 掛 金	1,232,179	短 期 借 入 金	650,000
た な 卸 資 産	18,844	1年内返済予定の長期借入金	122,396
前 払 費 用	33,183	未 払 金	32,459
未収還付法人税等	37,031	未 払 費 用	34,126
そ の 他	12,291	未払法人税等	3,794
固 定 資 産	482,470	未払消費税等	55,831
有 形 固 定 資 産	46,845	前 受 金	38,911
建 物	35,719	預 り 金	5,156
車 両 運 搬 具	0	固 定 負 債	402,637
工具、器具及び備品	11,125	長 期 借 入 金	399,306
無 形 固 定 資 産	124,358	関係会社投資損失引当金	3,331
の れ ん	76,281		
ソフトウエア	48,077	負 債 合 計	1,505,600
投資その他の資産	311,265	(純資産の部)	
投資有価証券	104,742	株 主 資 本	1,542,592
関係会社株式	26,948	資 本 金	442,030
長期貸付金	24,447	資 本 剰 余 金	419,974
関係会社長期貸付金	3,000	利 益 剰 余 金	901,702
繰延税金資産	16,941	自 己 株 式	△221,114
出 資 金	10	その他の包括利益累計額	△3,719
長期前払費用	6,759	その他有価証券評価差額金	△3,719
会 員 権	14,091	新 株 予 約 権	585
保 険 積 立 金	83,425	純 資 産 合 計	1,539,458
敷金及び保証金	58,347		
貸倒引当金	△27,447	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,045,059
資 産 合 計	3,045,059		

連結損益計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,946,940
売上原価		631,396
売上総利益		1,315,544
販売費及び一般管理費		1,116,878
営業利益		198,665
営業外収益		
受取手数料	1,565	
保険解約返戻金	1,696	
消費税差額	2,291	
助成金収入	1,680	
その他の	201	7,434
営業外費用		
支払利息	3,663	
持分法による投資損失	27,274	
その他の	910	31,848
経常利益		174,251
特別利益		
関係会社株式売却益	8,051	
新株予約権戻入益	217	8,268
特別損失		
減損損失	203,799	
関係会社投資損失引当金繰入額	1,364	205,164
税金等調整前当期純損失		22,645
法人税、住民税及び事業税	4,560	
法人税等調整額	18,600	23,161
当期純損失		45,806
親会社株主に帰属する当期純損失		45,806

連結株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	440,830	418,774	947,508	△178,061	1,629,052
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	1,200	1,200	－	－	2,400
親会社株主に帰属 する当期純損失	－	－	△45,806	－	△45,806
自己株式の取得	－	－	－	△43,053	△43,053
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	1,200	1,200	△45,806	△43,053	△86,459
当 期 末 残 高	442,030	419,974	901,702	△221,114	1,542,592

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△2,263	△2,263	802	1,627,591
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	－	－	－	2,400
親会社株主に帰属 する当期純損失	－	－	－	△45,806
自己株式の取得	－	－	－	△43,053
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△1,456	△1,456	△217	△1,672
当期変動額合計	△1,456	△1,456	△217	△88,132
当 期 末 残 高	△3,719	△3,719	585	1,539,458

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1 社

主要な連結子会社の名称

株式会社サンデーアーツ

当社の連結子会社でありますiChain株式会社については、2020年6月30日付で当社が保有するiChain株式会社の全株式を譲渡いたしました。その結果、iChain株式会社については当社の連結対象から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

IBC INTERNETWORKING & BROADBAND CONSULTING PTE. LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 1 社

主要な会社等の名称

株式会社N S D先端技術研究所

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

IBC INTERNETWORKING & BROADBAND CONSULTING PTE. LTD.

(関連会社)

株式会社ネットフォース

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

持分法を適用していない子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料、貯蔵品…月別総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数については、以下のとおりであります。

建物 10～11年

建物附属設備 8～18年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4～20年

② 無形固定資産

定額法によっております。

市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

なお、見込販売可能期間につきましては、3年と見積もっております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 関係会社投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し損失見積額を計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法については、5年間の定額法により償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用に計上しております。

② 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表の記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収還付法人税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の連結貸借対照表「未収還付法人税等」は4,126千円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	79,120千円
2. たな卸資産の内訳	
商品	9,174千円
原材料	3,632千円
仕掛品	5,845千円
貯蔵品	191千円
たな卸資産合計	18,844千円

3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,300,000千円
借入実行残高	650,000千円
差引額	650,000千円

(連結損益計算書に関する注記)

当連結会計年度において、以下の資産グループの減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類	減損損失金額(千円)
iChain株式会社 (東京都中央区)	ソフトウェア・ サービス関連事業	ソフトウェア及び ソフトウェア仮勘定	117,015
		その他	518
株式会社サンデーアーツ (東京都中央区他)	ソフトウェア・ サービス関連事業	のれん	85,808
		その他	457

(2) 減損損失の認識に至った経緯

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえて連結子会社2社の今後の事業計画の見直しを行い、将来の収益見通しと回収可能性を勘案した結果、回収可能価額についてはiChain株式会社のソフトウェア及びソフトウェア仮勘定、株式会社サンデーアーツに係るのれん等について、回収可能価額をゼロとして減損損失を計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、減損損失の算定に当たり、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。のれんについては、会社単位でグルーピングしております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	5,707,600株	8,000株	－	5,715,600株

(注) 発行済株式の増加株式数は、新株予約権の行使によるものです。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	154,159株	40,000株	－	194,159株

(注) 自己株式の増加40,000株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 271,100株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入れ等による方針であります。

なお、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社と信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制を構築しております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰り表を作成するなどの方法により実績管理しております。

借入金の一部を除き変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2を参照ください。）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,229,058	1,229,058	—
(2) 売 掛 金	1,232,179	1,235,353	3,173
(3) 未収還付法人税等	37,031	37,031	—
(4) 投資有価証券	104,742	104,742	—
(5) 長期貸付金	24,447		
貸倒引当金（※1）	△24,447		
	—	—	—
資 産 計	2,603,011	2,606,185	3,173
(1) 買 掛 金	160,286	160,286	—
(2) 未 払 金	32,459	32,459	—
(3) 未 払 法 人 税 等	3,794	3,794	—
(4) 未 払 消 費 税 等	55,831	55,831	—
(5) 短期借入金	650,000	650,000	—
(6) 長期借入金（※2）	521,702	521,689	△12
負 債 計	1,424,073	1,424,061	△12

（※1）長期貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(3) 未収還付法人税等

これらは主に短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

当社では、1年超の売掛金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、債権の貸倒れによる損失に備え、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上して現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、(5) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

固定金利によるものについては、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似しておりますので、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式（非上場）（*）	26,948

（*）関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,229,058	—	—	—
売掛金	743,751	480,836	7,591	—
長期貸付金	3,055	21,391	—	—
合 計	1,975,866	502,227	7,591	—

(注) 4. 長期借入金の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	122,396	399,306	－	－
合 計	122,396	399,306	－	－

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 278円71銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 8円30銭 |

貸 借 対 照 表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,477,896	流 動 負 債	1,075,164
現金及び預金	1,162,228	買 掛 金	159,727
売 掛 金	1,218,117	短 期 借 入 金	650,000
た な 卸 資 産	14,445	1年内返済予定の長期借入金	107,396
前 払 金	9,829	未 払 金	31,643
前 払 費 用	33,108	未 払 費 用	27,351
未収還付法人税等	37,031	未 払 法 人 税 等	3,654
そ の 他	3,133	未 払 消 費 税 等	52,308
固 定 資 産	542,316	前 受 金	38,416
有 形 固 定 資 産	46,845	預 り 金	4,667
建 物	35,719	固 定 負 債	362,637
車 両 運 搬 具	0	長 期 借 入 金	359,306
工具、器具及び備品	11,125	関係会社投資損失引当金	3,331
無 形 固 定 資 産	124,892	負 債 合 計	1,437,802
の れ ん	76,281	(純資産の部)	
ソフトウエア	48,611	株 主 資 本	1,585,544
投資その他の資産	370,578	資 本 金	442,030
投資有価証券	104,742	資 本 剰 余 金	437,752
関係会社株式	86,439	資 本 準 備 金	408,530
長期貸付金	24,447	その他資本剰余金	29,222
関係会社長期貸付金	3,000	利 益 剰 余 金	926,876
出 資 金	10	その他利益剰余金	926,876
長期前払費用	6,759	繰越利益剰余金	926,876
繰延税金資産	16,764	自 己 株 式	△221,114
会 員 権	14,091	評価・換算差額等	△3,719
保 険 積 立 金	83,425	その他有価証券評価差額金	△3,719
敷金及び保証金	58,344	新 株 予 約 権	585
貸倒引当金	△27,447	純 資 産 合 計	1,582,410
資 産 合 計	3,020,212	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,020,212

損 益 計 算 書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,829,818
売 上 原 価		562,906
売 上 総 利 益		1,266,911
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		927,648
営 業 利 益		339,262
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	215	
保 険 解 約 返 戻 金	1,696	
受 取 手 数 料	3,000	
消 費 税 差 額	2,291	
助 成 金 収 入	1,680	
そ の 他	69	8,954
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,202	
自 己 株 式 取 得 費 用	129	
株 式 交 付 費	60	
そ の 他	721	4,113
経 常 利 益		344,103
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	51	51
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	317,384	
関 係 会 社 投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,364	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	24,447	
貸 倒 損 失	129,691	472,888
税 引 前 当 期 純 損 失		128,733
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,191	
法 人 税 等 調 整 額	13,381	17,573
当 期 純 損 失		146,306

株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	440,830	407,330	29,222	436,552	1,073,183	1,073,183
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	1,200	1,200	－	1,200	－	－
当 期 純 損 失	－	－	－	－	△146,306	△146,306
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	1,200	1,200	－	1,200	△146,306	△146,306
当 期 末 残 高	442,030	408,530	29,222	437,752	926,876	926,876

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等	新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金		
当 期 首 残 高	△178,061	1,772,504	△2,263	636	1,770,877
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	－	2,400	－	－	2,400
当 期 純 損 失	－	△146,306	－	－	△146,306
自己株式の取得	△43,053	△43,053	－	－	△43,053
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	△1,456	△51	△1,507
当期変動額合計	△43,053	△186,960	△1,456	△51	△188,467
当 期 末 残 高	△221,114	1,585,544	△3,719	585	1,582,410

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

- ・ その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料、貯蔵品…月別総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数については、以下のとおりであります。

建物 10～11年

建物附属設備 8～18年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 5～20年

② 無形固定資産

定額法によっております。

市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

なお、見込販売可能期間につきましては、3年と見積もっております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し損失見積額を計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法については、5年間の定額法により償却しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。
- ② 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」及び「立替金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	79,120千円
(2) たな卸資産の内訳	
商品	9,174千円
原材料	3,632千円
仕掛品	1,446千円
貯蔵品	191千円
たな卸資産合計	14,445千円

(3) 関係会社に対する保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対し、次のとおり債務保証を行っております。

株式会社サンデーアーツ	55,000千円
計	55,000千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	678千円
短期金銭債務	2,360千円

(5) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,300,000千円
借入実行残高	650,000千円
差引額	650,000千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
仕入高	30,401千円
販売費及び一般管理費	9,488千円

営業取引以外の取引による取引高

受取手数料	1,435千円
受取利息	154千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	194,159株
------	----------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	533千円
買掛金	388千円
未払金	4,910千円
未払費用	3,915千円
減価償却超過額	5,401千円
一括償却資産	380千円
たな卸評価損	34千円
ソフトウェア評価損	473千円
会員権評価損	3,666千円
関係会社貸倒引当金	918千円
貸倒引当金	7,485千円
関係会社投資損失引当金	1,020千円
関係会社株式評価損	40,188千円
その他有価証券評価差額金	1,641千円
繰延税金資産小計	<u>70,958千円</u>
評価性引当額	<u>△53,279千円</u>
繰延税金資産合計	<u>17,678千円</u>

繰延税金負債

未収還付事業税	<u>913千円</u>
繰延税金負債合計	<u>913千円</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>16,764千円</u></u>

6. 関連当事者との取引に関する注記
子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	連結等 の所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	iChain ㈱	東京都中央区	98,000	InsurTechに関するソフトウェア・サービスの開発・販売・コンサルティング	直接 100%	役員の兼任 債務保証	債務保証履行(注1,2)	25,000	－	－
							資金の貸付(注2)	160,000	－	－
							業務委託収入(注2)	1,435	－	－
							貸倒損失(注2,3)	129,691		－
子会社	㈱サンデーアーツ	東京都中央区	10,000	システムエンジニアリングサービス、ソフトウェア開発	直接 100%	役員の兼任 債務保証	債務保証(注1)	55,000	－	－

- (注) 1. 債務保証については、保証料の受け取りは行っておりません。
2. 当社の連結子会社でありましたiChain株式会社については、2020年6月30日付で当社が保有するiChain株式会社の全株式を譲渡いたしました。取引については、当社の連結子会社であった期間のものであります。また、貸付金の利息については市中金利を勘案して決定しております。業務委託料については当社の採算を考慮のうえ、協議して決定しております。
3. 貸倒損失は、(注) 2. に記載した株式譲渡に伴い、貸付金の一部を債権放棄したことによるものです。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 286円49銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 26円51銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年11月17日

アイビーシー株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 貝 塚 真 聡 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岡 野 隆 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイビーシー株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイビーシー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年11月17日

アイビーシー株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 貝 塚 真 聡 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岡 野 隆 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイビーシー株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月17日

アイビーシー株式会社	監査役会
常勤監査役 八代 博 隆 ㊟	
監査役 (社外監査役) 望 月 明 彦 ㊟	
監査役 (社外監査役) 大 島 充 史 ㊟	
監査役 (社外監査役) 佐 藤 宏 ㊟	

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役4名全員の任期が満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員し、取締役5名（うち社外取締役3名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等	
1	か とう ひろ ゆき 加 藤 裕 之 (1967年3月19日生)	1991年4月 ダイニック㈱入社 1992年7月 アライドテレシス㈱入社 2001年2月 ネット・チャート・ジャパン㈱ (現 ネットチャート㈱)入社 2001年3月 同社取締役 2002年10月 当社設立、代表取締役社長（現任） 2019年4月 ㈱サンデーアーツ代表取締役 会長（現任）	所有する 当社株式数 2,046,000株 取締役会への 出席状況 12/12回
		【現在の当社における担当】 ソリューション事業部、コーポレートサービス統括部、内部 監査室管掌	
		【取締役候補者とした理由】 加藤裕之氏は当社創業者であり、創業以来代表取締役社長として経営の指揮を執り、強いリーダーシップにより当社の成長を牽引しております。その実績、能力、企業経営者としての豊富な経験から、今後も当社の企業価値のさらなる向上のためには、同氏が引き続き取締役の任にあたる必要があると判断し、取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等	
	たか ぎ ひろ ゆき 高 木 弘 幸 (1952年11月26日生)	1994年 1 月 アライドテレシス(株) 代表取締役社長 2006年12月 当社監査役 2007年12月 当社社外取締役（現任）	所有する 当社株式数 60,000株 取締役会への 出席状況 11／12回
2	【社外取締役候補者とした理由】 高木弘幸氏は当社取締役就任以来、主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の取締役会において、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っておりまして。今後もその経験・見識を当社の経営に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって13年になります。		
3	かじ もと しげ まさ 梶 本 繁 昌 (1959年11月17日生)	1982年 1 月 日本コンピュータ開発(株)（現 株アイネット）入社 2000年 6 月 同社取締役 2002年 6 月 同社常務取締役 2003年 6 月 同社専務取締役 2006年 6 月 同社取締役副社長 2008年 4 月 同社代表取締役社長 2018年 6 月 同社取締役相談役 2018年12月 当社社外取締役（現任） 2019年 1 月 Kプランニング代表（現任） 2019年 4 月 沼尻産業(株)社外取締役（現任） 2019年 6 月 楽天銀行(株)社外監査役（現任） システムズ・デザイン(株)社外取 締役（現任） 2019年 8 月 (株)Pro-SPIRE社外取締役（現 任）	所有する 当社株式数 一株 取締役会への 出席状況 12／12回
	【社外取締役候補者とした理由】 梶本繁昌氏は取締役・社長等、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断したため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等	
4	※ お 太 田 祐 樹 (1971年12月18日生)	1995年 4 月 ㈱ネットワークバリューコン ポネンツ入社 2003年 4 月 同社取締役 2017年 3 月 当社入社 2018年10月 当社執行役員（現任） 2019年11月 ㈱N S D先端技術研究所 社 外取締役（現任）	所有する 当社株式数 一株
	【取締役候補者とした理由】 太田祐樹氏は取締役、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、当社執行役員ソリューション事業部長等として多大なる貢献をさせていただきました。今後も当社の成長戦略やコーポレート・ガバナンス強化のために更に尽力いただけると判断したため、取締役候補者といいたしました。		
5	※ お 小 田 成 (1961年1月21日生)	1985年 4 月 富士通㈱入社 2012年 6 月 同社サービスビジネス本部長 2014年 4 月 同社執行役員 2018年 4 月 同社執行役員常務	所有する 当社株式数 一株
	【社外取締役候補者とした理由】 小田成氏は富士通㈱の執行役員としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより当社の成長とコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断したため、社外取締役候補者といいたしました。		

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 高木弘幸氏、梶本繁昌氏及び小田成氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社と高木弘幸氏、梶本繁昌氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合には同様の契約を継続する予定であります。また、小田成氏が取締役として選任された場合には、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、高木弘幸氏及び梶本繁昌氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役八代博隆氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、辞任される監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況等
やま もと よし ゆき 山 本 祥 之 (1955年11月4日生)	1978年4月 東京コンピュータサービス(株) 入社 1985年11月 (株)インテリジェントウェイブ 入社 1995年3月 同社取締役 1999年9月 同社常務取締役 2004年7月 同社取締役専務執行役員 2005年2月 同社代表取締役社長執行役員 2013年6月 (株)ODNソリューション社外 取締役 2017年12月 当社社外取締役(現任) 2019年11月 (株)サンデーアーツ取締役(現 任) 所有する 当社株式数 1,200株
【監査役候補者とした理由】 山本祥之氏は、取締役・社長等、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の監視と有効な助言が期待できるため、監査役候補者として選任いたしました。	

- (注) 1. 山本祥之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、山本祥之氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
3. 山本祥之氏は本総会終結の時を以て当社取締役を退任する予定であります。また、2020年12月14日開催予定の(株)サンデーアーツ定時株主総会終結の時をもって(株)サンデーアーツの取締役を退任する予定であります。

以 上

メ 毛

[illegible]

株主総会会場ご案内図

○会 場 東京都中央区京橋二丁目2番1号
京橋エドグラン 22階
TKPガーデンシティPREMIUM京橋
電話 03(3516)3602



- 東京メトロ銀座線 京橋駅8番出口直結
- JR東京駅 八重洲南口徒歩5分